

事務連絡
令和7年6月17日

都道府県
各政令市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

被保護者に対する保健指導情報のデータ連携に向けた
システムの改修について（周知）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、レセプト情報や特定健診・特定保健指導情報などを格納した匿名医療保険等関連情報データベース（以下「NDB」という。）を構築しています。

NDBに関しては、今年度から被保護者の健診情報を収載対象としているところ、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防に係る取組の強化に向け、データ分析の対象範囲をより一層充実させる観点から、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第56号／令和6年4月1日施行）により、NDBに収載する情報として、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業として実施される被保護者に対する保健指導情報を追加したところです。【別添1「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（令和6年3月27日付け社援発0327第25号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照】

これを受け、現在、特定健診等データ収集システム等の改修を進めているところ、今般、被保護者に対する保健指導情報のNDBへの連携について、令和8年度実施の健診結果に基づく保健指導から開始することとしましたので、お知らせいたします。

各自治体におかれましては、今年度中を目途に、各自治体の生活保護システム及びレセプト管理システムについて、保健指導情報のXMLデータの作成等が可能となるよう改修が必要となります。システム改修の内容については、詳細が固まり次第（令和7年8月頃を予定）、改めてお知らせいたします。

その上で、令和9年5月頃を目途に、社会保険診療報酬支払基金への保健指導情報の提出を依頼する予定としています。具体的な方法やスケジュール等については、別途お知らせいたします。

なお、令和6年度に実施した被保護者の健診情報をNDBへ収載するための社会保険診療報酬支払基金への提出について、「令和6年度に実施した被保護者の特定健康診査に相当する健康診査の実施状況の提出期限等について」（令和7年2月28日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡／別添2参照）により依頼しておりますので、期限（令和7年8月1日）までに提出いただきますようお願いします。

都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）へ周知いただきますよう、お願いします。

（参照条文）

○生活保護法（昭和25年法律第144号）

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）

第55条の9 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

○生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析）

第18条の14 法第55条の9第2項の規定により、厚生労働大臣から同条第1項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織（保護の実施機関が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次項及び第22条の5第1項第10号において「支払基金」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課

保護事業室 医療係

TEL：03-5253-1111（内線2829）

感発 0327 第 2 号
社援発 0327 第 25 号
老発 0327 第 16 号
保発 0327 第 1 号
令和 6 年 3 月 27 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長

} 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 56 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

改正省令の主な内容は下記の通りですので、十分御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

記

第 1 概要

1 NDB データと他の公的データ等との連結

厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、相当の公益性を有する業務を行う者にNDBデータ（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条の2第1項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）を提供することができ（同項）、更にこれを厚生労働省令で定めるものと連結可能な状態で利用・提供することができるとしている（同条第2項）。

これを踏まえ、NDBデータと連結可能な状態で利用・提供することができる情報に、感染症DBデータ（※1）及び次世代DBデータ（※2）を追加する等の所要の規定の整備を行うこと（※3）。（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）第5条の8等）。

（※1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「感染症法等改正法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「新感染症法」という。）第56条の41第1項に規定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。

（※2）医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第35号。以下「次世代法改正法」という。）による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）第2条第3項に規定する匿名加工医療情報をいう。以下同じ。

（※3）DPCDBデータ（健康保険法（大正11年法律第70号）第150条の2第1項に規定する匿名診療等関連情報をいう。以下同じ。）及び介護DBデータ（介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の3第1項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。以下同じ。）についても、同様に規定を整備すること。

2 感染症DBデータの利用又は提供

「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」（令和6年1月17日付け医政発0117第23号・産情発0117第2号・感発0117第5号・保発0117第12号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康・生活衛生局感染症対策部長・保険局長）において、匿名感染症関連情報の利用又は提供に関する事項については、別途通知する予定としていたところである。

感染症法等改正法が令和6年4月1日に施行されることに伴い、厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、感染症DBデータを利用するとともに、相当の公益性を有する業務を行う者に提供することができ（新感染症法第56条の41第1項）、更にこれを厚生労働省令で定めるものと連結可能な状態で利用・提供することができる（同条第2項）こととなる。これを踏まえ、以下の改正を行う。

- (1) 新感染症法第56条の40第1項に基づき、厚生労働大臣が調査及び研究を行う厚生労働省令で定める感染症に関する情報（以下「感染症関連情報」という。）は、新感染症法第12条第2項に基づき厚生労働大臣が報告を受けた内容等とすること。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年厚生省令第99号。以下「感染症則」という。）第31条の41）
- (2) 新感染症法第56条の41第1項に基づき、感染症DBデータの作成に当たり識別することができないようする厚生労働省令で定める者は、感染症の患者など感染症関連情報によって識別される特定の個人とすること。（感染症則第31条の42）
- (3) 感染症DBデータの第三者提供について、NDBデータ等の第三者提供との整合性等を考慮し、提供の申出に係る手続、安全管理措置等の規定の整備を行うこと。（感染症則第31条の43等）
- (4) 新感染症法第56条の41第2項に基づき、感染症DBデータと連結可能な状態で利用・提供することができる情報は、NDBデータ、DPCDBデータ及び介護DBデータとすること。（感染症則第31条の47）
- (5) 新感染症法第56条の48に基づき、厚生労働大臣が感染症DBデータの利用・提供等に係る事務等を委託することができる厚生労働省令で定める者は、同条に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とすること。（感染症則第31条の49）

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第9号）第一条の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「感染症法施行令」という。）の改正により、感染症DBデータの利用者が納付すべき手数料及び手数料の免除対象者についての規定を新設しており、これも改正省令と同じく令和6年4月1日に施行される。（感染症法施行令第24条の2及び第24条の3）

3 NDBデータの拡充

NDB データの収集対象情報に、生活保護受給者に対する保健指導に関する情報（※4）を追加すること。（高確則第5条第1項）

（※4）健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第5号に規定する保健指導（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の保健指導に関する情報に限る。）

4 その他

（1）告知要求制限の見直し

次世代法改正法の施行に伴い創設される認定仮名加工医療情報作成事業者は、仮名加工医療情報作成事業を行うため、被保険者等記号・番号等を含む医療情報を取得し、取り扱うこととなる。この場合における被保険者等記号・番号等の受領について、告知要求制限に抵触しないよう、所要の改正を行うこと。また、医療情報取扱事業者が、新次世代法第52条第1項各号に掲げる事項等を本人に通知して医療情報を取得する場合に、被保険者等記号・番号等も取得することを可能とすること（※5）。（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第156条の2第2項）

（2）共同委託規定の整備

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第26号）の一部の施行に伴い、自衛官等の電子資格確認の実施に必要な規定の整備を行うこと（※5）。（健康保険法施行規則第159条の10）

（※5）（1）及び（2）については、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高確則についても同様の改正を行うこと。

（3）その他所要の改正を行うこと。

第2 施行期日

改正省令は、令和6年4月1日から施行すること。

以上

○厚生労働省令第五十六号
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣 武見 敏三

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)			

第一百五十五条の四（略）

（略）

3 提供申出者は、匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連絡対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者医療確保法第六十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出	同表の下欄に掲げる提供の申出

4 (略)

(法第一百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

	改	正	前
(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)			

第一百五十五条の四（略）

（略）

3 提供申出者は、匿名診療等関連情報を第一百五十五条の七に規定する匿名医療保険等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二十九号）第五条の五第一項又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二百四十四条の七十二条の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

（新設）

4 (略)

(法第一百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

(傍線部分は改正部分)

	改	正	前
(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)			

第一百五十五条の四（略）

（略）

3 提供申出者は、匿名診療等関連情報を第一百五十五条の七に規定する匿名医療保険等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二十九号）第五条の五第一項又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二百四十四条の七十二条の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

（新設）

4 (略)

(法第一百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第一百五十五条の五 法第一百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開發法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第一百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者医療確保法、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十号）若しくは個人罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過算して五年を経過しない者

二〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報及び連結対象情報）をいう。以下この号及び第百五十五条の八第二号において同じ。を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第一百五十五条の六

(略)

2 提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務	同表の下欄に掲げる業務
-------------	--	-------------------------------------	-------------

(削る)

（匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第五百五十五条の七 法第百五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置）

第一百五十五条の八 (略)

一 (略)

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第百五十五条の五第一号に該当する者

二〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百五十五条の八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百五十条の二第一項、高齢者医療確保法第十六条の二第一項又は介護保険法第百十八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第一百五十五条の六

(略)

2 提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

(新設)

3 提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第四十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

（匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第五百五十五条の七 法第百五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

（法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置）

第一百五十五条の八 (略)

一 (略)

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	改	正	後
（法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合とする。）			
（法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合とする。）			

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

	改	正	前
（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）			
（法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める者等）			

(傍線部分は改正部分)

<p>七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合</p> <p>八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報取得する場合</p> <p>九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>（法第一百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第二百一十五条 法第一百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。</p> <p>（生活保護法施行規則の一部改正）</p>	<p>第三条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" data-bbox="745 179 793 1123"> <thead> <tr> <th></th><th>改</th><th>正</th><th>後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第二十二条の五 （略）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>一・二 （略）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>四 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報取得する場合</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>五 前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>イ～ハ （略）</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		改	正	後	（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）				第二十二条の五 （略）				2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。				一・二 （略）				三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合				四 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報取得する場合				五 前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合				イ～ハ （略）			
	改	正	後																																		
（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）																																					
第二十二条の五 （略）																																					
2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。																																					
一・二 （略）																																					
三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合																																					
四 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報取得する場合																																					
五 前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合																																					
イ～ハ （略）																																					
<p>（新設）</p> <p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>九～十一 （略）</p> <p>（法第一百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第二百一十五条 法第一百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>四 前二号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ～ハ （略）</p>	<p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>九～十一 （略）</p> <p>（法第一百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第二百一十五条 法第一百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>四 前二号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ～ハ （略）</p>																																				

			(国民健康保険法施行規則の一部改正)		
			国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。		
			(新設)		
第四条	改	正	前	後	(傍線部分は改正部分)
第二十二条の七					
（法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）					
第二十二条の七 法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。					
第二十二条の八					
（略）					
第四十四条の二					
（略）					
第二 法第一百一条の二第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。					
一〇六 （略）					
七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合					
八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取り得する場合					
九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合					
イハ （略）					
一〇十三 （略）					
（法第一百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるもの）					
第四十四条の四 法第一百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。					
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）					
第五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。					
目次	改	正	後		
第一章～第十一章 （略）					
第十一章の二 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発（第三十一条の四十一～第三十一条の五十二）					
第十二章 （略）					
附則					
第四条	改	正	前		
第二十二条の七					
（新設）					
第五条					
（法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）					
第二十二条の七 法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。					
第二十二条の八					
（略）					
第四十四条の二					
（略）					
第二 法第一百一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。					
一〇六 （略）					
七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合					
八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合					
イハ （略）					
九十二 （略）					
（法第一百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるもの）					
第四十四条の四 法第一百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。					
（傍線部分は改正部分）					

(獣医師の届出)

第五条 (略)

3 都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二並びに十六条の三並びに第三十二条の四十一において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

4 (略)

(入院患者の医療に係る費用負担の申請)

第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二・三 (略)

2 (略)

(輸入届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

(輸入届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。

ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであつて、その内容に変更がないものに限る。）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二・五 (略)

4・6 (略)

第十一章の二 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発

(法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める感染症関連情報)

第三十二条の四十一 法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める感染症に関する情報は、次のとおりとする。

3 都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二並びに十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

4 (略)

(入院患者の医療に係る費用負担の申請)

第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二・三 (略)

2 (略)

(輸入届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

(輸入届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。

ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであつて、その内容に変更がないものに限る。）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二・五 (略)

4・6 (略)

(新設)

(新設)

一 法第十二条第二項（同条第四項、第九項及び第十項により準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報

- 二 法第十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行つた質問又は必要な調査の結果及び同条第十三項の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報
 三 法第四十四条の三の六及び第五十条の七の規定による届出により保有することとなつた情報
 報

四 前各号に掲げる情報のほか、法に基づく事務を行うことにより厚生労働大臣が保有するこ
 ととなつた情報であつて厚生労働大臣が必要と認める情報

(法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の四十二 法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める者は、感染症関連情報
 (法第五十六条の四十に規定する感染症関連情報をいう。以下同じ。)に係る特定の患者等(法
 第十二条第二項各号に掲げる者をいう。)、これに準ずる者、当該患者等を診察した医師その他
 の感染症関連情報によって識別される特定の個人とする。

(法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十一条の四十三 法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおり
 とする。

一 感染症関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方
 人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えるこ
 とを含む。)。

二 感染症関連情報に含まれる個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律

第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。)の全部を削除すること(当該個
 人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えるこ
 とを含む。)。

三 感染症関連情報と当該感染症関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現

に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該
 符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該感染症関連情報と当該感染症

関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含
 む。)。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しな
 い方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

五 前各号に掲げる措置のほか、感染症関連情報に含まれる記述等と当該感染症関連情報を含
 む感染症関連情報データベース(感染症関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の感染
 症関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをい
 う。)を構成する他の感染症関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該感染症関連情報
 データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(匿名感染症関連情報の提供に係る手続等)

第三十一条の四十四 法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報(同項に規
 定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当
 該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申
 出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労

(新設)

一 大臣が当該匿名感染症関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名感染症関連情報の提供の申出をしなければならない。

二 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

口 イ 当該公的機関の名称

口 イ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ 口 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

口 イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなす

五 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

口 イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

六 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

口 イ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

七 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

八 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

九 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十一 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十二 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十三 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十四 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十五 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十六 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十七 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十八 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

十九 提供申出者によって申出をするときは、次に掲げる事項

(3) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が第三十一条の四十六第一項に規定する業務に資する目的である旨

4	<p>厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。</p>				
2	<p>ハ 口 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間</p> <p>チ 当該匿名感染症関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名感染症関連情報を利用して作成する成果物の内容</p>				
1	<p>ホ 二 当該業務の成果物を公表する方法</p> <p>ヘ 个人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨</p> <p>ヘ 第三十一条の四十八に規定する措置として講ずる内容</p>				
3	<p>ト 当該匿名感染症関連情報の提供を受ける方法及び年月日</p> <p>チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項</p> <p>チ 提示し、又は提出するものとする。</p>				
4	<p>一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者が個人である場合に限る。及びその代理人の氏名 生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険、雇用保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なもののその他これらのが本人であることを確認するに足りる書類</p> <p>二 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面</p> <p>チ 提供申出者は、匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連絡対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。</p>				
5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）</td> <td style="width: 50%;">高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出</td> </tr> <tr> <td>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名感染症関連情報及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報を除く。）</td> <td>同表の下欄に掲げる提供の申出</td> </tr> </table>	高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名感染症関連情報及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報を除く。）	同表の下欄に掲げる提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出				
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名感染症関連情報及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報を除く。）	同表の下欄に掲げる提供の申出				

51

厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名感染症関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名感染症関連情報の提供の実施を求めるとときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

(法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の四十五 法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者

業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名感染症関連情報等（匿名感染症関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第三十一条の四十八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第三十一条の四十六 法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める業務

各号に掲げる業務とする。

一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

匿名感染症関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

匿名感染症関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。

個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

(新設)

		二 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
イ 匿名感染症関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。		
ハ 口 匿名感染症関連情報を利用して行つた調査の成果物が公表されること。		
ハ 前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。		
三 疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務		
イ 匿名感染症関連情報を疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供すること。		
ハ 口 匿名感染症関連情報をを利用して行つた研究の成果物が公表されること。		
ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。		
四 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務		
イ 匿名感染症関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。		
ハ 口 匿名感染症関連情報をを利用して行つた研究の成果物が公表されること。		
ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。		
五 国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるものうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務		
イ 匿名感染症関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。		
ハ 口 匿名感染症関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。		
ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。		
2 提供申出者が行う業務が法第五十六条の四十一第二項の規定により匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。		
匿名医療保険等関連情報		
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる業務	五条の七第一項各号に掲げる業務
第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報		

(匿名感染症関連情報を連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)
 第三十一条の四十七 法第五十六条の四十一第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情
 報とする。

(新設)

(法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定める措置)
第三十一条の四十八 法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名感染症関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名感染症関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ 匿名感染症関連情報に係る管理簿を整備すること。

二 匿名感染症関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名感染症関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

一 第三十一条の四十五第一号に該当する者

二 (2)(1) 暴力団員等

(3) 匿名感染症関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

三 口 匿名感染症関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ 匿名感染症関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ 匿名感染症関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立ち入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ 匿名感染症関連情報を取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

二 匿名感染症関連情報を削除し、又は匿名感染症関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ 匿名感染症関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名感染症関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五 次に掲げるその他の安全管理に関する措置

イ 匿名感染症関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名感染症関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ 匿名の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行ふこと。

ハ 匿名感染症関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名感染症関連情報を取り扱うことを行ふことを禁止すること。

(新設)

(法第五十六条の四十八の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の四十九 法第五十六条の四十八の厚生労働省令で定める者は、同条に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

(手数料に関する手続)

第三十一条の五十 厚生労働大臣は、法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報を利用するときは、匿名感染症関連情報利用者(法第五十六条の四十二に規定する匿名感染症関連情報利用者をいう。以下同じ。)に対し、当該匿名感染症関連情報利用者が納付すべき手数料(法第五十六条の四十九第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。)の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた匿名感染症関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(令第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面)

第三十一条の五十一 令第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一 手数料の額
二 手数料の納付期限
三 その他必要な事項

(手数料の免除に関する手続)

第三十一条の五十二 厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者から令第二十四条の三第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第一項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名感染症関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(大都市)

第三十二条の二 令第三十条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定期都巿(以下「指定都巿」という。)が結核予防に関する事務を処理する場合においては、第二十一条及び第二十二条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都巿の市長」と読み替えるものとする。

第六条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号) の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
(介護保険法施行規則の一部改正)			
(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)			
2 (略)			
3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報(以下「連結対象情報」という。)と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の中出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。			

	改	正	前
(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)			
2 (略)			
3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第百四十条の七十二条の十二に規定する匿名診療等関連情報又は匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ「健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第百五十五条の四第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。			

(新設)

(新設)

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の三項の表の上欄に掲げる情報（匿名介護保険等関連情報）を除く。）
同表の下欄に掲げる提供の申出	同表の下欄に掲げる提供の申出

4~7

(略)

(法第百八十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の七十二条の十 法第百八十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年から起算して五年を経過しない者

二~四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報及び連絡対象情報をいう。以下この号及び第一百四十条の七十二条の十三第二号において同じ。）を利用し不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

(法第百八十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第一百四十条の七十二条の十一 (略)

2 提供申出者が行う業務が法第百八十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

匿名医療保険等関連情報

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報

4~7

(略)

(法第百八十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の七十二条の十 法第百八十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二~四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康新法第二百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第一百四十条の七十二条の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百八十八条の三第一項、健康保険法第二百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第百八十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第一百四十条の七十二条の十一 (略)

2 提供申出者が行う業務が法第百八十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(新設)

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

第五条の七第一項各号に掲げる業務

(新設)

(削る)

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

第一百四十条の七十二条の十二 法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、**連絡対象情報**とする。

(法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置)

第一百四十条の七十二条の十三 (略)

一 (略)

二次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第百四十条の七十二条の十第一号に該当する者

(2) (略)

(3) 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ロ (略)

三五 (略)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省令第百二十九号) の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第四条の二第四号に規定する健康診査及び同条第五号に規定する保健指導(いすれも生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。)に関する情報

四・五 (略)

257 (略)

31

提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

第一百四十条の七十二条の十二 法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、**匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報**とする。

(法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置)

第一百四十条の七十二条の十三 (略)

一 (略)

二次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ロ (略)

三五 (略)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省令第百二十九号) の一部を次の表のように改正する。

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第四条の二第四号に規定する健康診査(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。)に関する情報

四・五 (略)

257 (略)

(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)

第五条の五 (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十五条の四第一項に規定する提供の申出
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十九条の七十二条の九第一項に規定する提供の申出
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報（以下「匿名感染症関連情報」という。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十二条の四十四第一項に規定する提供の申出
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報」という。）	認定匿名加工医療情報作成事業者（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第十一条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者をいう。第二百八条の三第二項第七号において同じ。）に対する匿名加工医療情報の提供の申出

4 (7) (略)

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日

(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)

第五条の五 (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を第五条の八に規定する匿名診療等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十五条の四第一項又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

(新設)

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日

4 (7) (略)

本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百八十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、前条第三項の表の上欄に規定する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～四

（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報及び連絡対象情報をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により次の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百八十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法、介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～四

（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報、健康新規法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び介護保険法第百八十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第十六条の二第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は介護保険法第百八十八条の三第一項の規定により匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（新設）

匿名医療保険等関連情報	厚生労働大臣
匿名診療等関連情報	
匿名介護保険等関連情報	
匿名感染症関連情報	
匿名加工医療情報	

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第五条の七
（略）

2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（新設）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第五条の七
（略）

2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名診療等関連情報	健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項
匿名介護保険等関連情報	介護保険法施行規則第百四十条の七十二の十
	第一項各号に掲げる業務
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十六第一項各号に掲げる業務	

(削る)

(匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

第五条の八 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

(法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置)

(略)

第一次に掲げる人的な安全管理に関する措置

(略)

イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第五条の六第一号に該当する者

(2) (略)

(3) 匿名医療保険等関連情報を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

(略)

七 認定匿名加工医療情報作成事業者は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

3 |

提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第一百四十二条の七十二条の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

第五条の八 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

(法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置)

(略)

第一次に掲げる人的な安全管理に関する措置

(略)

イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第五条の六第一号に該当する者

(2) (略)

(3) 匿名医療保険等関連情報を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名医療保険等関連情報を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(略)

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項（同法第四十一条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七 (略)

(法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第一百八条の三 (略)

2 法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〇六 (略)

七 認定匿名加工医療情報作成事業者又は医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

(削る)

七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

八

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律

(新設)
第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条

第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療

情報を取得する場合

九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに定めるものを行いう場合

該イからハまでに定めるものを行いう場合

イヽハ (略)

十ヽ十三 (略)

(法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第一百二十二条 法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条

第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律

第二百六十六号) 第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

八 (新設)

第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに定めるものを行いう場合

該イからハまでに定めるものを行いう場合

イヽハ (略)

九ヽ十二 (略)

(法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第一百二十二条 法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条

第四項に規定する保護の実施機関とする。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

事務連絡
令和7年2月28日

都道府県
各 政令市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

令和6年度に実施した被保護者の特定健康診査に相当する
健康診査の実施状況の提出期限等について

平素より、生活保護行政の推進につき格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

被保護者の特定健診に相当する健康診査の実施状況については、「福祉事務所等が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した被保護者の特定健診に相当する健康診査の実施状況に関する結果について」（令和6年1月25日付け社援発0125第2号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「局長通知」という。）において、福祉事務所等は、当該結果を匿名医療保険等関連情報データベースに収載するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対し、毎年度8月1日までに提出することとしています。

令和6年度に実施した被保護者の健診の実施状況の提出に当たって、詳細は下記のとおり取り扱うこととしていますので、御了知の上、期限までに提出いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）へ周知いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

1. 提出データ

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施した被保護者の健診の実施状況に関するデータ（局長通知の別紙に記載するもののうち、次に掲げるデータ）

- ・特定健診情報の交換用基本情報ファイル

- ・特定健診情報ファイル（健診結果データ）
- ・集計情報ファイル（総括表＋性別・各年代毎）

2. 提出期間

令和7年5月1日（木）から令和7年8月1日（金）まで

3. 提出方法

福祉事務所において健診情報の連携に活用する福祉事務所システムより、「1. 提出データ」を特定健診等データ収集システムに登録することを通じて支払基金に提出する。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室 医療係
TEL：03-5253-1111（内線 2829）